三菱配電・制御機器
セールスとサービス

機種	電　力　量　計

誘導形電力量計 基準適合証印の機種追加のお知らせ

取引・証明用計器としてご使用頂いております誘導形電力量計の証印表示「基準適合証印」で表示する機種を追加いたします。
（単相２線式 30A 計器を「検定証印」表示から「基準適合証印」表示に変更します）

記

1.対象機種及び変更時期
＜誘導形電力量計＞(太枠内の機種を追加いたします)

形　名	相線式	定格 電圧(V)	定格 電流(A)	変 更 時 期
M2LM M2LM-R	単相３線式	100	30	2001 年 7 月生産分より変更済み
	三相３線式	200		
	単相３線式	100	120	2001 年 10 月生産分より変更済み
	三相３線式	200		
M2LM-K5 M2LM-K5R M2LM-K11 M2LM-K11R M2LM-K12R	単相３線式	100	30	2002 年 1 月生産分より変更済み
	三相３線式	200		
	単相３線式	100	120	2003 年 7 月生産分より実施済み
	三相３線式	200		
M1LM M1LM-R	単相２線式	100	30	2012 年 3 月生産分より実施 （2012 年 4 月より出荷開始）
		200		

※変更時期に関しては、流通在庫等により変動が予想されますので予めご了承願います。

2.変更内容
ガラスカバーへのラベル表示及び封印キャップの表示が変更となります。
（下図は、有効期限：平成３４年３月の場合を表します）

〈変 更 前〉

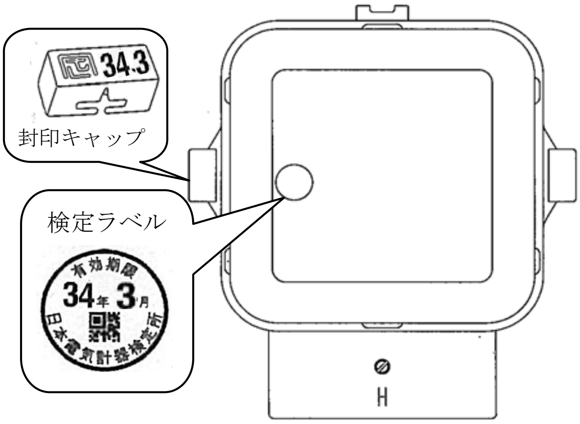

〈変 更 後〉

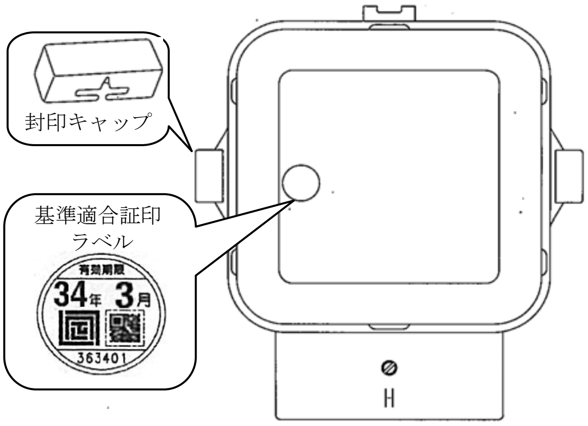

3.変更理由
平成５年の「計量法」改正で、法定の品質管理能力を有すると認められた製造事業者は、その製造する特定計量器に検定検査規則の基準に基づいて検査を行い、この検査に合格したことを証明する「基準適合証印」を付すことで検定に代える制度が制定されました。（1998 年 10 月施行）
この製造事業者を指定製造事業者といい、指定製造事業者における検査合格品に貼付された「基準適合証印」は「検定証印」と同じ法的効果を有します。
三菱電機福山製作所は、経済産業省の検査をへて、2001 年 4 月 26 日付（指定番号 363401）で指定製造事業者の指定を受け、2001 年 7 月生産分より上記記載の機種を「基準適合証印」表示に変更いたしましたが引続き、単相２線式 30A 計器を「基準適合証印」表示に変更いたします。

以上

扱	A	日付	2012 年 2 月	件名	誘導形電力量計 基準適合証印の機種追加のお知らせ
整理番号	山-1020	三菱電機（株）福山製作所			